

一般財団法人人間塾奨学生規約

第1章 総則

(奨学金および奨学生)

第1条 一般財団法人人間塾(以下「人間塾」という。)は、次の人物像を有する優れた学生であって経済的に就学が困難な者に対して、奨学金を給付する。

- (1) 人間塾の理念を理解し、それを実践する意欲のある者
- (2) 学業に意欲的な者
- (3) 人間性豊かなもの
- (4) リーダーとしての資質を有する者
- (5) 将来、社会への影響力を期待できる者

2 人間塾の奨学金を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第2条 人間塾の奨学生となる者は、原則として、次の各号にすべて該当する者とする。

- (1) 関東圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県を含む1都4県)の大学に在籍している日本国籍を有する大学生
- (2) 経済的事情から生活が厳しい者
- (3) 人間塾主催の研修や講演会に出席する意思がある者
- (4) 学業・人物ともに優秀である者
- (5) 他の奨学金の給付を受けていないもの(貸与奨学金は除く)
- (6) 年齢30歳未満のもの

(奨学金の給付期間および金額)

第3条 奨学金の給付期間は、奨学生に採用したときから1年間とする。

- 2 人間塾の奨学生の人数は、毎年度の事業計画を参考にこれを定め、その給付月額は原則月10万円とする。ただし、奨学生個々の経済状況に鑑み、裁量により適切な給付月額にすることができる。
- 3 人間塾は、社会情勢・事業計画により、奨学金額・支給期間を見直す場合がある。
- 4 奨学金は、第14条の定めに該当する場合を除き、返還を要しない。

第2章 奨学生の採用および奨学金の給付

(奨学生応募手続)

第4条 奨学生応募者は、次の各号に掲げる書類を、人間塾に提出する。

- (1) 奨学金願書（人間塾指定のもの）
- (2) 写真
- (3) 履歴書（人間塾指定のもの）
- (4) 在学証明書（大学発行のもの）
- (5) 成績証明書（大学発行のもの）
- (6) 父と母、及び同一生計家族全員分の前年度の所得証明書（市区町村で発行されたもの）
- (7) 指導教官又は主任教授の推薦書
- (8) 小論文（人間塾指定のもの）
- (9) その他必要な書類

（奨学生の決定）

第5条 人間塾は、応募書類の内容、理事および評議員等との面接結果を参考とし、代表理事が奨学生を決定する。

（決定通知および承諾書兼誓約書）

第6条 前条の規定により奨学生が決定したとき、人間塾は、奨学生に対し、決定通知を送付する。

2 奨学生は、人間塾に対し、人間塾が指定する承諾書兼誓約書を提出する。

（奨学金の給付）

第7条 奨学金の給付は、代表理事等人間塾担当者が、奨学生に対し、人間塾が指定する場所にて、当月中に当月分を直接手渡しの方法で交付する。ただし、人間塾の手続上の都合により銀行振込の方法をとることができる。

（奨学金の給付の一時停止）

第8条 奨学生が休学、又は、長期欠席したときは、当該期間、奨学金の給付を停止する。

（奨学金の給付の再開）

第9条 前条の規定により、奨学金の給付を停止された奨学生が、その事由が消滅したことを証する書面を提出することにより、奨学金の給付を再開することができる。

（奨学金の給付の完全停止）

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき

- (2) 停学その他の処分を受けたとき
 - (3) 病気その他の事由により就学を継続することが困難になったとき
 - (4) 指導教員その他大学関係者から就学の継続に不適格と認められたとき
 - (5) 学業成績・素行が不良の場合
 - (6) 人間塾主催の研修や講演会への出席率が正当な理由なく著しく悪いとき
 - (7) 人間塾の奨学生としての名誉を傷つけたと認められるような行動をしたとき
 - (8) 人間塾の品格を汚すようなアルバイトや就労を行ったとき
 - (9) 応募書類および人間塾に提出した各書類に、虚偽の記載があったとき
 - (10) その他奨学金を要しない理由があると人間塾が認めたとき
- 2 奨学生は、前条各号に該当するか否かの調査のため、人間塾から書類等の提出・事情聴取を求められた場合には、協力する。

(奨学生の再応募)

- 第11条 奨学生は、その者の在学する学校の最短就業年限の終期まで、奨学金の給付を受けるため、進級ごとに奨学生に応募することができる（これを「再応募」という。）。
- 2 再応募の場合、人間塾は、第4条に定める提出書類のうち、一部の提出を免除することができる。

(奨学生に対する指導)

- 第12条 奨学生が第1条の人物像に合致する人物となるため、人間塾は、学業および生活に関して適切な指導を行うものとする。

(奨学生の届出義務)

- 第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、その保護者と連署の上、遅滞なく書面により人間塾に届出をする。
- (1) 退学したとき
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき
 - (3) 休学又は長期欠席したとき
 - (4) 復学したとき
 - (5) 本人又は保護者の住所、氏名、連絡先が変更したとき

(奨学金の返還請求)

- 第14条 人間塾は、奨学生が第10条各号の一に該当した場合は、給付済みの奨学金の返還を求めることができる。

第3章 細則

(実施細則)

第15条 この規定の実施についての細則は、代表理事が定める。

附則

この規定は、平成24年5月23日から施行する。